

無料

中小規模事業場のみなさまへ

労働安全衛生法に基づく 化学物質管理の相談窓口

ラベル・SDS・リスクアセスメントをはじめ、政省令改正による「新たな化学物質規制」に関する内容などのご質問にお答えします。

労働安全衛生法の関係政省令改正の主な概要

- ◇ 化学物質を製造・取扱う労働者への適切な保護具の使用
- ◇ ラベル・SDS・リスクアセスメント義務対象物質の大幅増加
- ◇ 労働者がばく露される程度を濃度基準値以下※1または最小限度※2にする義務
- ◇ 自律的な管理に向けた実施体制の確立

※1：濃度基準値設定物質が対象 ※2：※1以外のリスクアセスメント対象物が対象

よくあるお問合せ

ラベル・SDS 関係

- ・ラベルやSDSが必要になるのはどんな化学物質や化学品ですか
- ・ラベルやSDSの内容が分からないのですが
- ・秘密保持の場合の対応について

リスクアセスメント 関係

- ・化学物質のリスクアセスメントはどのように行えばいいですか
- ・「CREATE-SIMPLE」の使用方法
- ・リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか知りたい

政省令改正 関係

- ・新たな化学物質規制にはどのように対応すればいいですか
- ・特殊健康診断の実施頻度緩和とは何ですか
- ・濃度基準値以下の確認方法は

開設期間 令和7年5月19日～令和8年3月18日まで

受付時間 月～金 10:00～17:00

(12:00～13:00を除く / 土日祝日、国民の休日、年末年始を除く)

☎ 050-5577-4862



テクノヒルHPからお問合せフォームをご利用いただけます。

テクノヒル 相談窓口

検索

と検索ください。

* 相談は無料ですが、通話料がかかります。

* メールでのお問い合わせについては、内容に応じて電話でご回答になる場合がございますのでご了承ください。



令和7年度補助金申請等書類において新たに加わったこと、変更されたこと

※各書類の提出時期、詳細は裏面の「Web登録から補助金交付までの流れ」をご覧ください。

- ① 申請等書類は全てメールで提出してください。
- ② 1申請1台となります（※複数台申請したい場合は1台ずつ登録申請を分けてください。）。
- ③ 「建設業者の詳細情報」の提出（※建設業中小企業者証明書類としてご提出をお願いいたします。）
- ④ 地方労働局長発行の労働保険料納付証明書の提出（※労働保険料納付証明書類を統一いたしました。）
- ⑤ 譲渡証明書の提出（※建設機械購入後の所有権移転の証明書類としてご提出をお願いいたします。）

留意事項

以下の項目に該当すると補助金は支出されません。

- ① 「Web登録後（7日以内）に交付申請書類が提出されない」
- ② 「建設業許可なしで登録した」
（「解体工事業登録」（建設業許可（解体工事業）は未取得）でWeb登録を行った。）
- ③ 「補助金請求書類を提出しなかった」
（交付決定通知書を受領したことで、補助金を受給できると誤解していた。）
- ④ 「交付決定前に売買契約を締結した」
（契約締結日が交付決定通知書発出日前で、審査結果を待たずに契約を交わしていた。）
（審査結果を待たずに建設機械の代金の全額又は一部を支払っていた。）
- ⑤ 「交付決定内容と契約内容が異なっている」
（申請時の見積金額（本体及び安全装置の仕様含む）が請求書の金額と異なっていた。）
（「一括払い」での申請が、請求では割賦契約（分割払い等）に変更していた。）
（「下取り無し」で申請したが、購入後の補助金請求では「下取り有り」に変更されていた。）
- ⑥ 「契約書に所有権に関する記載がない」
（売買契約書に完済後の機械の所有権移転に係る記載がない。）
- ⑦ 「補正要請後1ヶ月以上経っても是正しない」
（補助金申請書類、補助金請求書類提出後に事務局より不備を指摘された後、1ヶ月以上経過しても理由なく指摘事項を改善した書類を提出しない。）
ア 見積書に安全装置の名称と金額の記載がない。
イ 割賦払計画書が提出されない、または年度内に完済しない。
ウ 地方労働局長発行の労働保険料納付証明書（令和5年度確定・令和6年度概算分）を提出しない。
エ 売買契約書（写し）が提出されない、金額及び安全装置の名称など重要事項の記載がない。
オ 請求書、納品書と領収書に建機の型式、製造番号と安全装置の名称及び金額の記載がない。
カ 領収書（写し）を提出しない。
- ⑧ 「その他」
ア 申請者が割賦契約を利用して購入する際に、補助金請求時に「領収書」「完済証明書」等の完済を証明する書類の提出がないもの。
イ 補助金事業以外の支払いとの混合払いがなされていて補助対象額が特定できないもの。
ウ 約束手形、小切手、クレジットカードでの支払で、令和8年2月20日までに支払決済が完了しないもの。

令和7年度

高度安全機械等導入支援補助金

Web登録期間 ▶ 令和7年4月10日(木)～令和8年1月30日(金)まで

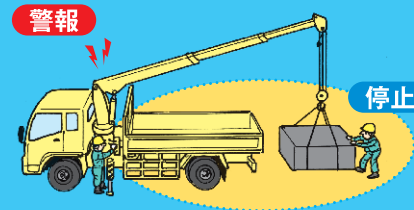
※予算を上回る申請があった場合、上記期間中であっても公募を中止することがあります。その場合はホームページでお知らせします。

対象者

- (1) 中小企業である者
 - (2) 申請時において建設業許可を有して期限内であること
- ※対象者の詳細は、建災防補助金ホームページをご参照ください。
(<https://www.kensaibou.or.jp/support/subsidy/index.html>)をご確認ください。

補助対象機及び補助額概要

積載形トラッククレーン



(1) 補助金支出基準

構造規格を上回る追加安全措置基準

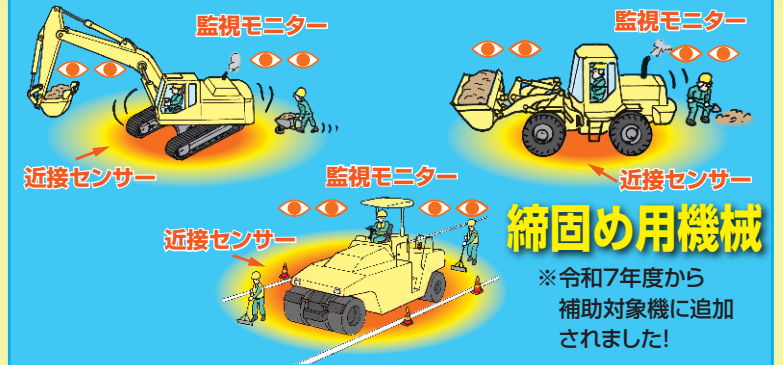
（過負荷時に警報を発し、かつ停止する機能を有する過負荷防止装置で、（一社）日本クレーン協会規格JCAS2209-2024又はJCAS2204-2021に適合するもの）

(2) 補助金交付額

補助対象経費（見積額）の1/2

ただし、
1台当たりの上限：1,000,000円

油圧ショベル ホイールローダー



(1) 補助金支出基準

厚生労働省が安全性能を有すると認める以下のもの

- ① 動作の停止・減速を伴うもの（「近接センサー」）
または
- ② 複数カメラを有するもの（「監視モニター」）

(2) 補助金交付額

補助対象経費（見積額）の1/2

ただし、
1台当たりの上限：「近接センサー」1,000,000円
「監視モニター」 500,000円

※同一申請者当たりの年度内申請上限：5,000,000円

詳しくは、建災防補助金ホームページをご覧ください。

<https://www.kensaibou.or.jp/support/subsidy/>

補助金

建災防



建災防本部
ホームページ



お問合せ先

建設業労働災害防止協会 高度安全機械導入支援補助金事務センター

住所：〒108-0073 東京都港区三田3-11-36 三田日東ダイビル8階 建災防 高輪分室

電話：03-6275-1085（9:00～16:30※土日祝日を除く）

建設機械等の安全装置

装着ヨシ!



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



建設業労働災害防止協会（略称：建災防）

Web登録から補助金交付までの流れ

申請手続編(購入前に申請が必要)

1.申請可能種類の確認

対象機械一覧は、建災防ホームページをご覧ください。

2.見積書の取得（+割賦支払い計画書）

見積書には必ず「建設機械の型番」と「安全装置の名称と金額」を明記してください。

3.Web登録

期間：令和7年4月10日～令和8年1月30日

建災防補助金ホームページから登録をしてください。

1登録1台に限ります。複数台を登録する場合は、1台ずつ分けて登録ください。

4.登録メールの受け取り

Web登録から24時間以内に、担当者メールアドレス宛てに自動で送られます。

5.申請書類の提出 Web登録から7日以内厳守。

右記書類をPDFでメール送付してください。送信先アドレスはWeb登録メールに記載されています。

審査（約1カ月）（毎月、月末で締切）

交付決定（原則、申請の翌月）

申請書類について(提出書類)

① 令和7年度導入支援補助金交付申請書（様式1）

※ Web登録後に来るメールからダウンロードできます。

② 建設業許可書（写し）

③ 建設業者の詳細情報

※ 「国土交通省 建設業者の詳細情報」からダウンロードしたPDF https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/

④ 補助対象機械の見積書（写し）

※ 右のページをご覧ください。

⑤ 割賦払い計画書

※ 割賦契約を結ぶ場合のみ。また、支払いが請求書類提出締切までに完済するもののみです。詳しくは、留意事項をご覧ください。

⑥ 誓約書（役員名簿を含む）（様式2）

⑦ 地方労働局長発行の労働保険料納付証明書（令和5年度確定・令和6年度概算分）

※ 右のページをご覧ください。

⑧ メーカーが発行する過負荷防止装置を備える積載形トラッククレーンの型式がJCAS規格に適合する旨の証明書类等

※ 積載形トラッククレーンの過負荷防止装置を申請する場合のみ必要です。

※ 販売店等を通して各メーカーから取得してください。

⑨ その他、建災防が求める資料

※ ①～⑧のみでは審査が難しい場合、追加で書類の提出を求めることがあります。

補助金請求手続編(購入後に請求が必要)

6.交付決定通知の受け取り

書類提出の翌月にメール(代表者宛て・担当者CCで)通知いたします。

7.申請機械の購入

交付決定通知受領後に購入等した機械のみが補助対象です。

8.補助金請求書類の提出

令和8年2月20日(金)が期限

右記書類をPDFでメール送付してください。送信先アドレスは、Web登録メールに記載されています。書類の詳細は、建災防補助金ホームページをご覧ください。

書類検査（約1カ月）（毎月、月末で締切）

支給決定

9.補助金の受け取り

口座振込前にメール(代表者宛て・担当者CCで)通知いたします。

補助金請求書類について(提出書類)

⑩ 令和7年度導入支援補助金請求書（様式6）

⑪ 売買契約書（写し）及び割賦契約書

※ 「割賦契約書（写し）」は割賦契約を結ぶ場合のみ必要です。

⑫ 納品書（写し）、請求書（写し）及び領収書（写し）

※ 交付決定通知書受領日以後の日付のもののみが有効です。

※ 「振込受付書」だけでは領収書の代わりになりません。

※ 領収書（写し）は右のページをご覧ください。

⑬ 譲渡証明書

⑭ 製造銘板の写真

⑮ 車検証（写し）（車検を有する場合のみ）

⑯ メーカーが発行する過負荷防止装置を備える積載形トラッククレーンの製造番号（シリアル番号）に対応するJCAS 2209-2024又はJCAS 2204-2021準拠ステッカー番号の証明書

※ 積載形トラッククレーンの過負荷防止装置を申請する場合のみ必要です。

※ 販売店等を通して各メーカーから取得してください。

④補助対象機械の見積書（写し）

見積書は、下記の内容が記載されているかご確認ください。

A申請者名が記載されていますか？

B見積書作成日が令和7年4月1日以降ですか？

C建機の型番が明記されていますか？

D安全装置の名称と金額の記載がありますか？

見積書

A 有限会社 建災防建設 様

B 令和7年4月20日

見積金額：金 19,800,000 円

(消費税含む)

お支払い条件：納入後現金一括にてお支払い

見積有効期限：令和7年10月末日

本体及び仕様

目立製小旋回油圧ショベル

C XP120U-3 1台 ￥17,000,000

D BirdView監視システム 1式 ￥1,000,000

計 ￥18,000,000

消費税(10%) ￥1,800,000

合計 ￥19,800,000

安全建機販売株式会社

労働保険料・一般拠出金納付証明願

〇〇年〇〇月〇〇日

労働保険特別会計歳入徴収官 〇〇労働局長 殿

所在地：東京都千代田区霞が関6-4-1

名称：有限会社 建災防建設

代表者：代表取締役 厚生 太郎

担当者：厚生 次郎

電話：03-0000-0000

下記のとおり、証明書の交付をお願いします。

労働保険番号	都道府県	所掌	基幹番号	一	枝番号
目的	・入札参加 ・経営審査 ・領収書紛失 ○助成金等申請（助成金等の種類：高度安全機械等導入支援補助金） ・その他（				
証明書提出先					
希望する証明の種類（○で囲む）	・未納がないことの証明	対象年度	6年度	1部	
	・労働保険料等納付済額証明	対象年度	年度	部	

⑦地方労働局長発行の労働保険料納付証明書(令和5年度確定・令和6年度概算分)

納付証明書については、各地方労働局にお問い合わせください。

(同一でないものは不可)

⑫領収書（写し）

領収書は、下記の内容が記載されているかご確認ください。

A申請者名が記載されていますか？

B領収書作成日が交付決定以降ですか？

C建機の型番及び製造番号が明記されていますか？

D安全装置の名称と金額の記載がありますか？

E建機の金額は見積書の金額と同額ですか？

領収書

A 有限会社 建災防建設 様

B 令和7年8月31日

金額 金 19,800,000 円

(内消費税 ￥1,800,000)

但し

目立製小旋回油圧ショベル

C XP120U-3 1台 ￥17,000,000

D BirdView監視システム 1式 ￥1,000,000

計 ￥18,000,000

消費税(10%) ￥1,800,000

合計 ￥19,800,000

として

安全建機販売株式会社

※申請書類提出前に当協会補助金ホームページに掲載中の「申請書類の提出チェックシート」で補助金請求前に「補助金請求書類の提出チェックシート」で必ずご確認ください。